

# 分会ニュース

## 会社は正当な組合活動に介入するな！！

10月1日と15日に私たちJR東海労大阪第一・二・三車両所分会合同で、正当な組合活動として職場内での勤務時間外のビラ配布行動を行いました。

会社は私たちのビラ配布行動に対し、多数の管理者を動員し組合活動の妨害をしてきました。管理者は「ビラ配りはやめなさい」と必要に繰り返し、ビラ配りを妨害しました。

職場内でのビラ配りについて、2007年5月23日大阪府労働委員会はJR東海労大阪第三車両所分会が2005年3月に職場内で行ったビラ配布行動に会社が介入したことに對し、不当労働行為であると認定しました。

労働組合の勤務時間外の組合活動は労働協約第216条で保障されているにもかかわらず、会社は「ビラ配りはやめなさい」というばかりで、ビラ配布の妨害を繰り返しました。

私たちJR東海労大二両分会は、組合活動への介入を許さず、正々堂々と職場からの組合運動



を展開し、加藤業務部長への不当「懲戒解雇」処分撤回！早期の職場復帰を目指して共に闘っていきます。

### \* 労働協約第216条

会社は組合員の正当な組合活動の自由を認め、これにより不利益な扱いをしない。